

平成25年4月5日

会計検査院 本田担当

FAX03-3593-2530

田村厚生労働大臣（保険局保険課、国保課）

FAX03-3504-1210

道庁、札幌市関係部署

FAX011-241-8181, 011-218-5169

損保各位

FAX011-272-0003, 011-221-4192

FAX011-281-6522, 011-728-1358

011-271-1328, 011-241-3228

公的医療機関

FAX011-726-9508, 0166-65-6114

0166-26-0008, 011-757-8158

011-611-2165

東京都国保課、町田市保険年金課

FAX03-5388-1409, 050-3101-5154

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL011-784-4046

FAX011-784-5504

@交通事故治療費を健康保険詐欺で給付しつ放しにして、莫大な犯罪利得、任意自動車保険金支払いを減じて犯罪利得を生み出し、法曹権力、役人、警察に還流させる制度を、この度道庁国保審査会が公式な制度に昇格させました

1、人身交通事故は、司法がでっち上げた期間で一般傷病へと診療記録を偽造し、公金詐欺各種に付けを回す、被害者の賠償を踏み倒す「この国家権力犯罪によって莫大な犯罪利得を生み出し、法曹権力、警察、役人に還流させる国家犯罪制度」を、公式な表で行って通る制度に昇格させるべく”闇で国家権力を悪用して、こんな犯罪を重ねるのは良くないです、表で堂々と実行しましょう”と言う事で、私が平成20年10月21日に追突されて怪我を負い、治療を重ねた事例で、札幌市国保事業に交通事故治療費を国保事業で給付しつばなしで通す、国策詐欺を行って頂き、国保審査

会にこの犯罪を公式認定させました、これで今後、交通事故治療でも健康保険で治療費を給付しっ放しにさせて、保険賠償金支払いを減じ、弁護士への提供をさせず、損保と被害者で分配出来ます。

2、この事例は「私が加害者、加害側加入任意損保、三井住友とも（結果的に）協力し”交通事故治療を故意に途中から札幌市国保事業医療費支払いに、交通事故治療履歴のまま切り替えて、札幌市国保、厚生労働省、北海道庁国保運営グループも大喜びで”交通事故治療費を国保給付しっ放しに走った事例です」

3、三井住友は「札幌市国保から求償が来れば、国保が支払った医療費を返還する」と言っていました「そんな合法手続きを取れば”交通事故治療費を健康保険で給付して、賠償保険金支払いと他の賠償を減らし、踏み倒して犯罪利得を生み出し、国家権力に還流させ、私利私欲を満たしている制度”が崩壊するので、当然求償はせずに通しています、犯罪が手段から目的になり切った結果です」

4、私は札幌市国保が給付した医療費の一部を上田市長に返しました、当然の行為です、国民の税金、公金を詐欺給付は犯罪ですから「そして国保審査会、この犯罪制度を正当化させる為の傀儡審査機関にも訴えて置きました”予定通りこの犯罪制度用語の結果を出しました”永遠にこの犯罪による利得還流をさせるのが目的だからです」

5、この事例は「私、加害者、損保が国保で交通事故治療費を給付しっばなしにさせれば犯罪、と正しく認識しての行動です”合法給付との決定が出せる道理は無いのです”返すと決めてあったお金ですから、私も加害側も」

6、さて、こうなると「今後は公式に交通事故治療費は自由診療と健康保険診療の二つを、同時にカルテ二部作成によって実行し、二重に医療費を一旦医療機関に支払い、自由診療医療費を医療機関、損保、被害者で分配する公式制度を確立しましょう」仲間である石川美都江さんと娘さんが受けた交通事故受傷の治療で、主治医は健康保険診療報酬明細書審査も行っている立場で、この二重診療？治療費二重受領、健康保険分は帳簿に載せ、自由診療分は懐に入れる、を行っていました、この仕組みは健康保険審査機関、保険者、損保、法曹権力、厚生労働省が作り上げた制度と言う事で

した。

7、いよいよ国保審査会、頭が法曹犯罪権力の一角弁護士もこの犯罪公認を通しました「健康保険事業者、健康保険医療費診療報酬請求書審査機関、国保審査会が揃って健康保険医療費詐欺給付を行い、通していると、正しく証明されたのです、国家権力犯罪がこうして完全に証明されました」

平成25年3月29日

札幌市東区伏古2条4丁目8番14号

審査請求人 山本 弘明 様

北海道国民健康保険審査会

会長 澤田 昌



国民健康保険法に基づく審査請求に係る裁決について

平成23年3月30日付けで当審査会に提起された国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条の規定による審査請求に係る裁決を行ったので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条の規定により、裁決書の謄本を送付します。

北海道国民健康保険審査会事務局

（北海道保健福祉部健康安全局国保医療課内）

担当：船木

電話：011-204-5244

# 裁 決 書

審査請求人 札幌市東区伏古2条4丁目8番14号  
山本弘明

審査請求人が平成23年3月30日付けで提起した審査請求（審査請求書に記載された処分名「審査請求人が受けた交通事故受傷の治療費7割を、平成22年4月から国保給付していると思われる行為について」）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 事 実

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成23年3月30日付けで、北海道国民健康保険審査会（以下「審査会」という。）に審査請求を提起した。

## 裁決の理由

本件に関しては次のとおり判断する。

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づく処分についての審査請求は、法第91条で、処分に不服がある者がすることができる」と規定されているが、処分に不服がある者とは、当該処分の取消しを求めるときにつき法律上の利益がある者をいうとされており、法律上の利益があるというためには、当該処分が現に存在していることが必要である。
- 2 請求人が行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の例外として、法第91条の規定に基づき審査請求ができる処分のうち、保険給付に関する処分の審査請求を提起しているのであれば、療養費等の現金給付に関する処分や「療養の給付の不支給、返納処分、給付制限」に関する処分が存在し、当該処分の取消しを求めることが請求人にとり法律上の利益があることが必要である。
- 3 本件について見ると、平成22年度以降請求人が、処分庁の保険者から上記のような処分を受けた事実はなく、従って処分が存在しないこととなる。よって請求人には、処分の取消しを求めるときについて法律上の利益はなく、本件審査請求は不適法である。

4 なお、第三者行為の損害賠償請求権の代位取得に関する処分の不服申立てについては、行政不服審査法第6条の規定に基づき処分庁の保険者への異議申立てにより行うものであり、法第91条の規定に基づく審査請求ができる処分には含まれないものである。

よって、行政不服審査法第40条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年3月26日

北海道国民健康保険審査会

会長 澤田 昌 廣



教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

上記は、原本に基づいて作成した裁決書の謄本です。

平成25年3月29日

北海道国民健康保険審査会  
会長 澤田 昌 廣

